建設工事に係る業務委託発注における最低制限価格制度の導入について

土佐清水市では、業務委託の適切な履行、ダンピング受注防止などを目的として、令和８年５月１日以降に入札公告・指名通知する『建設工事に係る業務委託』において最低制限価格制度を導入します。

〇最低制限価格制度とは

予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合は落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度です。最低制限価格を下回る価格で入札した者は失格となります。

〇対象業務について

競争入札に付する業務のうち、設計金額が 200 万円を超える案件で、業務内容は次に掲げるものとしますが、委託業務における最低制限価格の採用の有無は、入札ごとの指名通知等に記載します。

① 測量業務
② 建築関係コンサルタント業務
③ 土木関係コンサルタント業務
④ 地質調査業務
⑤ 補償関係コンサルタント業務

なお、対象業務に複数の業務内容を含む場合における最低制限価格は、当該対象業務に含まれる業務内容それぞれについて算出した額を合算した額とします。

〇最低制限価格の計算式及び範囲について

① 測量業務

【計算式】

ア 市の設計金額（直接測量費）（１円未満切り捨て）
イ 市の設計金額（測量調査費）（１円未満切り捨て）
ウ 市の設計金額（諸経費）の５０％（１円未満切り捨て）
ア＋イ＋ウの合計額（10,000 円未満切り捨て）

【範囲】

・予定価格の６０％から８２％
・計算式により算出した額が８２％を上回った場合は、上限値の８２％（10,000 円未満切り捨て）とし、６０％を下回った場合は、下限値の６０％（10,000 円未満切り上げ）とする。

② 建築関係コンサルタント業務

【計算式】

ア 市の設計金額（直接人件費）（１円未満切り捨て）

イ 市の設計金額（特別経費）（１円未満切り捨て）

ウ 市の設計金額（技術料等経費）の６０％（１円未満切り捨て）

エ 市の設計金額（諸経費）の６０％（１円未満切り捨て）

ア＋イ＋ウ＋エの合計額（10,000 円未満切り捨て）

【範囲】

・予定価格の６０％から８１％

・計算式により算出した額が８１％を上回った場合は、上限値の８１％（10,000 円未満切り捨て）とし、６０％を下回った場合は、下限値の６０％（10,000 円未満切り上げ）とする。

③ 土木関係コンサルタント業務

【計算式】

ア 市の設計金額（直接人件費）（１円未満切り捨て）

イ 市の設計金額（直接経費）（１円未満切り捨て）

ウ 市の設計金額（その他原価）の９０％（１円未満切り捨て）

エ 市の設計金額（一般管理費等）の５０％（１円未満切り捨て）

ア＋イ＋ウ＋エの合計額（10,000 円未満切り捨て）

【範囲】

・予定価格の６０％から８１％

・計算式により算出した額が８１％を上回った場合は、上限値の８１％（10,000 円未満切り捨て）とし、６０％を下回った場合は、下限値の６０％（10,000 円未満切り上げ）とする。

④　地質調査業務

【計算式】

ア　市の設計金額（直接調査費）（１円未満切り捨て）

イ　市の設計金額（関節調査費）の９０％（１円未満切り捨て）

ウ　市の設計金額（解析等調査業務費）の８０％（１円未満切り捨て）

エ　市の設計金額（諸経費）の５０％（１円未満切り捨て）

ア＋イ＋ウ＋エの合計額（10,000 円未満切り捨て）

【範囲】

・予定価格の３分の２から８５％

・計算式により算出した額が８５％を上回った場合は、上限値の８１％（10,000 円未満切り捨て）とし、３分の２を下回った場合は、下限値の３分の２（10,000 円未満切り上げ）とする。

⑤　補償コンサルタント業務

【計算式】

ア　市の設計金額（直接人件費）（１円未満切り捨て）

イ　市の設計金額（直接経費）（１円未満切り捨て）

ウ　市の設計金額（その他原価）の９０％（１円未満切り捨て）

エ　市の設計金額（一般管理費等）の５０％（１円未満切り捨て）

ア＋イ＋ウ＋エの合計額（10,000 円未満切り捨て）

【範囲】

・予定価格の６０％から８５％

・計算式により算出した額が８５％を上回った場合は、上限値の８５％（10,000 円未満切り捨て）とし、６０％を下回った場合は、下限値の６０％（10,000 円未満切り上げ）とする。